平成２９年（フ）第７９号
大阪府柏原市旭ヶ丘４－672　国分病院、住民票上の住所大阪市生野区中川東２丁目７番９－205号
債務者　江野村邦愛（旧姓佐川）
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１００号
堺市中区深井沢町3124番地　サンハイム202号
債務者　星　　勝彦
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１１号
大阪府羽曳野市南恵我之荘４丁目５番７号
債務者　清水　翔太
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１７号
堺市堺区向陵東町２丁７番10―402号
債務者　前口　京子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
堺市中区八田西町２丁３番15―308号
債務者　辻野　風華
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１３５号
堺市北区奥本町１丁273番地　フォーチュンコーポ奥本Ａ202号
債務者　池口富美子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
山口県宇部市開１丁目７番32号、従前の住所山口県宇部市大字東岐波1045番地１
債務者　遠藤　弘美
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１８１号
北海道帯広市東４条南７丁目15番地　四条マンション５号室
債務者　渡邊　則子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
茨城県高萩市有明町３丁目45番地の１　サービス付き高齢者向け住宅　七福神、前住所茨城県日立市田尻町５丁目11番28号
債務者　大髙　清治
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１７号
群馬県館林市苗木町2699番地の２
債務者　柄目　清江（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第５号
兵庫県小野市粟生町357番地
債務者　小林　治樹
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第６号
福岡県大牟田市天領町１丁目263番地１
債務者　花田　夕子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第１９号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2357番地25　３号
債務者　綱田加奈子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
長崎県諫早市栄田町48番33号　エスポワール103号
債務者　升田　隆行（旧姓松尾・横山）
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
大分市大字下宗方36番地の２
債務者　釘宮　昇三
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２２号
大分市下郡中央２丁目10番30号、住民票上の住所鹿児島市吉野町3433番地２
債務者　畑中　和郎
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２号
鹿児島県指宿市山川小川366番地
債務者　小川多喜二
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部